

那覇市公報

第 1 8 0 7 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 2227

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 2228

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）…………… 2229

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の辞退について（保護管理課）…………… 2230

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 2231

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）…………… 2232

◇ 公 告 ◇

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について（建築指導課）………… 2233

○個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）…………… 2234

○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）…………… 2241

○令和 4 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託に係る入札の実施について (管財課)	2246
○本部都市計画公園事業及び那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課)	2265
○令和 4 年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託に係る入札の実施について (管財課)	2266
○那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理の制限付一般競争入札の実施について (管財課)	2271
○那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借契約の制限付一般競争入札の実施について (管財課)	2274
○那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について (管財課)	2277
○機密文書再生処理業務委託に係る単価契約の制限付一般競争入札の実施について (管財課)	2280
○那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について (長期継続契約) (管財課)	2283
○那覇市役所真和志庁舎施設管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について (長期継続契約) (管財課)	2286
○那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について (長期継続契約) (管財課)	2290
○那覇市役所本庁舎等中央監視業務委託の制限付一般競争入札の実施について (長期継続契約) (管財課)	2293
○令和 4 年度エコマール那覇重機類保守点検業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について (クリーン推進課)	2297
○令和 4 年度エコマール那覇空調設備保守点検業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について (クリーン推進課)	2299
○那覇市保健所空調設備保守管理業務の制限付一般競争入札の実施について (保健総務課)	2301
○那覇市保健所施設環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について (保健総務課)	2303
○「令和 4 年度 那覇市消防局寝具類賃貸借契約」に係る制限付一般競争入札について (消防局総務課)	2305

告 示

那覇市告示第 618 号

令和 4 年 3 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
しんじょうクリニック	新城 和明	令和４年１月４日～ 令和１０年１月３日
那覇市宇栄原 ６ 丁目 ３-７		
ひなた薬局うえばる	株式会社ひなた薬局	令和４年１月４日～ 令和１０年１月３日
那覇市宇栄原 ６ 丁目 ３-１２		
おろく眼科	森山 無価	令和４年１月１７日～ 令和１０年１月１６日
那覇市具志 １ 丁目 １-１１１ 階		
あすなろ薬局	株式会社 那覇調剤センター	令和３年１２月２７日～ 令和９年１２月２６日
那覇市古波蔵 ３-５-２２		

那覇市告示第 619 号

令和 4 年 3 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名	称	開設者	廃止年月日
所 在 地			
有限会社	同源	同源薬局	令和 4 年 2 月 1 日
那覇市大道 122 番地			

那覇市告示第 620 号

令和 4 年 3 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
しんじょうクリニック		令和4年1月5日
所在地	那覇市宇栄原6丁目1-3 (那覇市宇栄原6丁目3-7)	
ひなた薬局うえばる		令和4年1月5日
所在地	那覇市宇栄原6丁目1番8号 (那覇市宇栄原6丁目3-12)	

那覇市告示第 621 号

令和 4 年 3 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の辞退について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり辞退の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	辞退年月日
所 在 地	
嘉陽皮膚科	令和4年4月1日
那覇市上之屋1丁目19番22号 YOSHINAビル2階	

那覇市告示第 622 号

令和 4 年 3 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
デイサービスセンター健寿の杜 (通所介護、介護予防通所介護)	令和4年1月31日
那覇市安里3丁目1番47号	

那覇市告示第 623 号

令和 4 年 3 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
照屋 サンドラ	はり・きゅう	令和4年2月2日
KEiROW 那覇中央ステーション	那覇市泊 1-6-2 ライオンズマンション泊 901	

公 告

那覇市公告第 553 号

令和 4 年 2 月 15 日

掲 示 済

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、許可番号及び指令番号
令和3年12月27日 第H30－協議02－05号
那覇市指令ま建指第1－H30－協議02－05号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市古波蔵四丁目113－1 他4筆
- 3 公共施設
消防水利 （防火水槽）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕
- 5 検査済証番号
令和4年2月15日 那ま建指第277号
令和4年2月15日 那ま建指第278号
- 6 工事完了年月日
令和4年1月25日

那覇市公告第 554 号
令和 4 年 2 月 15 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和4年2月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 学校給食課 電話 917-3507		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	令和2年4月1日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	職員の安全及び衛生に関すること（検便検査） 平成27年4月1日		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	個人情報対象者の名称の変更のため。 (717の変更)		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	対象者：給食センター職員（臨時、 非常勤、ボイラーマン、警備員含 む）	対象者：学校給食関係職員	
備 考	組織改正により届出の内容確認が遅れたため届出が遅れました。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・~~変更~~)届出書

令和4年2月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 学校給食課 電話 917-3507		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	令和2年4月1日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	学校給食の運営指導に関すること 平成4年3月24日		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	学校給食の運営指導において、個人情報収集はしていないため廃止する。(通し番号237 変更届け595 の廃止)		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	組織改正により届出の内容確認が遅れたため届出が遅れました。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・~~変更~~)届出書

令和 4 年 2 月 1 日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 学校給食課 電話 917-3507		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	令和2年4月1日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	学校給食に係る調査研究及び統計に関すること 平成4年3月31日		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	通し番号709と重複のため廃止する。 (通し番号238 変更届596 の廃止)		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	組織改正により届出の内容確認が遅れたため届出が遅れました。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・~~変更~~)届出書

令和4年2月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 学校給食課 電話 917-3507		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	令和2年4月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	職員の安全及び衛生に関すること 平成4年3月24日		
廃止又は変更の 理 由	通し番号717に重複しているため廃止する。 (通し番号301の廃止)		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	組織改正により届出の内容確認が遅れたため届出が遅れました。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・~~変更~~)届出書

令和 4 年 2 月 1 日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 学校給食課 電話 917-3507		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成31年4月1日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	那覇市学校給食センター運営委員会に関すること 平成4年3月24日		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	那覇市学校給食運営審議会の新設により廃止となったため (通し番号302の廃止)		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	組織改正により届出の内容確認が遅れたため届出が遅れました。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・~~変更~~)届出書

令和4年2月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 学校給食課 電話 917-3507		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	令和2年4月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	施設の維持管理に関すること 平成4年3月24日		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	通し番号715に重複のため廃止する。 (303の廃止)		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	組織改正により届出の内容確認が遅れたため届出が遅れました。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

那覇市公告第 555 号
令和 4 年 2 月 15 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条第4項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第8条の2第2項で準用する同規則第2条第2項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 4 年 2 月 4 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康部 国民健康保険課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県後期高齢者医療 広域連合
業 務 の 名 称	マイナンバーカード取得促進・被保険者証利用申込推進業務		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☒ 令和 4 年 1 月 25 日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	令和 3 年10月31日時点で75歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者でマイナンバーカード未取得者の情報(個人番号を除く住所、氏名、生年月日、性別など)		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5 号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第3条第3項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則附則第26条に基づき、個人番号カードの利用促進及び交付申請に関する必要な支援を行うため。		
届 出 担 当 部 課	健康部国民健康保険課 電話 098-917-0410 (内) 2513		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 4 年 2 月 4 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	市民文化部 ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	健康部 国民健康保険課
業 務 の 名 称	マイナンバーカード取得促進・被保険者証利用申込推進業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和 4 年 1 月 12 日 ☐ 随 時 ()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	令和 3 年 10 月 31 日時点で 75 歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者でマイナンバーカード未取得者の情報（個人番号を除く住所、氏名、生年月日、性別など）		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5 号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （審議会承認類型事項 1） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第3条第3項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則附則第26条に基づき、個人番号カードの利用促進及び交付申請に関する必要な支援を行うため。		
届 出 担 当 部 課	健康部国民健康保険課 電話 098-917-0410（内）2513		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用)届出書

令和4年2月9日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	企画財務部 資産税課	目的外利用部課 又は提供先	都市みらい部 都市計画課
業 務 の 名 称	那覇広域都市計画道路の変更		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(都市計画道路変更手続き時)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	首里大中町1丁目、2丁目、首里池端町、首里儀保町1丁目、2丁目、 首里当蔵町1丁目、首里桃原町1丁目、首里山川町1丁目、2丁目の 一部（※別紙地番一覧参照）における土地及び家屋に関する所有 者の氏名（かな含む）及び住所。		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5 号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項Ⅰ) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	那覇広域都市計画道路の変更の検討に関し、都市計画法第16条に 基づく住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるもの （住民説明会等）の周知を行う必要があるため。		
届 出 担 当 部 課	都市みらい部 都市計画課 電話098 - 951 - 3246		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 4 年 2 月 1 0 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	企画財務部 市民税課	目的外利用部課 又は提供先	環境部 クリーン推進課
業 務 の 名 称	資源化物収集運搬禁止行為指導業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和 3 年 11 月 30 日 ☐ 随 時 ()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	軽自動車の所有者及び使用者の氏名及び住所		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第23条の2」に違反した者が静止に従わず逃走した為、同条例第23条の3に定める指導を行う為。		
届 出 担 当 部 課	環境部クリーン推進課 電話 889-3567		

那覇市公告第 556 号

令和 4 年 2 月 15 日

掲 示 済

令和4年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託に係る入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項及び那覇市上下水道局契約事務規程（平成17年那覇市水道局規程第1号）第3条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子
那覇市上下水道事業管理者 上 地 英 之

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 ①令和4年度那覇市庁舎等清掃業務委託
(別表1「清掃業務委託案件一覧」のとおり)
②令和4年度那覇市庁舎等警備業務委託
(別表2「警備業務委託案件一覧」のとおり)
- (2) 履 行 場 所 別表1、別表2のとおり
- (3) 履 行 内 容 各業務委託の仕様書のとおり
(仕様書は入札説明会にて配布)
- (4) 契約予定日 令和4年4月1日
- (5) 履 行 期 間 別表1、別表2のとおり
- (6) 最低制限価格 設定あり
(なお、最低制限価格は公表しない)
- (7) 特 記 事 項 長期継続契約案件の入札及び契約には、次の条件を付す。
ア 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
イ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第5条第1項の名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

- (3) 沖縄県内に本店があること。
- (4) 本市内に、本店、支店又は営業所のいずれかがあること。
- (5) 警備業務にあつては沖縄県公安委員会の認定を受けていること。
- (6) 清掃業務にあつては「清掃業」又は「環境衛生総合管理業」の沖縄県知事の登録を受けていること。
- (7) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は、同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (8) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）
- (10) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（9）に該当するものを除く。）
- (11) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号の欧州連合の供給者については、別表1「清掃業務委託案件一覧」の案件番号1～3（「那覇市公民館・図書館及び人材育成支援センター清掃業務委託」「那覇市役所本庁舎清掃業務委託A」「那覇市役所本庁舎清掃業務委託B」）に限り、上記（1）（3）（4）（6）にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。
 - 上記（1）に係る名簿に登録がない欧州連合の供給者が、那覇市庁舎等清掃業務委託競争入札参加資格審査申請を行う場合は、次のア・イ・ウの方法によること。
 - ア 申請書配布及び受付期間：
令和4年2月16日（水）～令和4年3月2日（水）
 - イ 申請書配布方法：当市ホームページからダウンロード
 - ウ 申 請 要 領：「欧州連合の供給者による令和4年度那覇市庁舎等清掃業務委託競争入札参加資格審査申請要領」参照。
 - エ 業 務 概 要：別表3のとおり

3 契約条項を示す場所 各案件の所管課（別表1、別表2のとおり）

4 入札説明会の日時・場所

	清掃業務委託	警備業務委託
日時	令和 4 年 3 月 9 日 (水) 受付 午前 9 時 00 分 説明 午前 9 時 10 分	令和 4 年 3 月 9 日 (水) 受付 午後 1 時 30 分 説明 午後 1 時 40 分
場所	那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 (那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)	

5 入札執行の日時など

(1) 入札執行の日時・場所

	清掃業務委託	警備業務委託
日時	令和 4 年 3 月 23 日 (水) 受付 午前 9 時 00 分 入札 午前 9 時 10 分	令和 4 年 3 月 23 日 (水) 受付 午後 1 時 30 分 入札 午後 1 時 40 分
場所	那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 (那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)	

(2) 入札時提出書類

ア 入札書 (本市様式)

イ 代理人が入札する場合にあっては委任状 (本市様式)

※欧州連合等の供給者については、新型コロナウイルス感染症拡大防止による渡航制限があるため、日本国内在住者の代理人により入札に臨むこと。

(3) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

(4) 特記事項

この公告は、令和 4 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 4 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

6 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づく場合は免除することができる。※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

7 契約保証金

契約保証金として、契約金額の100分の10に相当する額を納付しなければならない。ただし、那覇市契約規則第30条第1項の規定に該当する場合は免除することもある。

8 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 落札の件数制限に違反した入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札の件数制限

落札できる件数は、清掃業務委託及び警備業務委託のそれぞれにおいて次の表のとおりとする。

なお、落札の件数制限は、本入札において落札した案件を対象とする。（令和3年度以前の契約で複数年契約（長期継続契約等）は、落札の制限の対象とはしない。）

	清 掃 及 び 警 備
A ランクの者	A 級 1 件及び B 級 1 件
	A 級 1 件及び C 級 1 件
	B 級 2 件
	B 級 1 件及び C 級 1 件
	C 級 2 件
B ランクの者	B 級 1 件
	C 級 2 件
C ランクの者	C 級 1 件

10 落札者の決定の方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

11 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関すること

- (1) 入札説明会及び入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ①入札説明会及び入札の参加者は、1業者1名とする。
 - ②入札説明会及び入札の参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。
 - ③入札説明会及び入札の参加者は、入札会場入室前に体温測定を受け、37.5度以上の体温が検知された場合や、体調不良（せき、発熱、悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
 - ④入札会場に入室する前に、備え付けの消毒薬で手指の消毒をすること。
 - ⑤入札会場への集合時刻は、指定の入札時刻の5分前程度とする。
- (2) 入札会場は、換気のため窓を開け、入札参加者の座席の距離をとる。

12 落札決定後の提出書類（落札者のみ提出）

落札者は、指定された期日までに最低賃金遵守誓約書（本市様式）を各案件の所管課へ提出すること。

13 正当報酬受領証の提出

契約を締結した者は、各案件の仕様書又は契約書に定めるとおり、正当報酬受領証を提出すること。

14 お問合せ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

別表 1 : 清掃業務委託案件一覧

案件 番号	等 級	件名	施設名	契約形態	契約年数	履行期間		所管課
						開始年月日	終了年月日	
1	A	那覇市公民館・図書館及び人材育成支援センター 委託	那覇市公民館・図書館・人材育成支援センター	単年度	1 年	令和 4 年 4 月 1 日	令和 5 年 3 月 31 日	中央公民館
2	A	那覇市役所本庁舎清掃業務委託 A	那覇市役所本庁舎	長期継続契約	2 年	令和 4 年 4 月 1 日	令和 6 年 3 月 31 日	管財課
3	A	那覇市役所本庁舎清掃業務委託 B	那覇市役所本庁舎	長期継続契約	2 年	令和 4 年 4 月 1 日	令和 6 年 3 月 31 日	管財課
4	A	公設市場清掃業務委託	那覇市第一牧志公設市場	単年度	1 年	令和 4 年 4 月 1 日	令和 5 年 3 月 31 日	なはまち振興課
5	B	那覇市上下水道局庁舎清掃業務委託	那覇市上下水道局庁舎	長期継続契約	3 年	令和 4 年 4 月 1 日	令和 7 年 3 月 31 日	上下水道局総務課
6	B	那覇市消防局庁舎清掃業務委託	那覇市消防局庁舎	単年度	1 年	令和 4 年 4 月 1 日	令和 5 年 3 月 31 日	消防局総務課
7	B	那覇市保健所施設清掃業務委託	那覇市保健所	長期継続契約	2 年	令和 4 年 4 月 1 日	令和 6 年 3 月 31 日	保健総務課
8	B	那覇市津波避難ビル清掃業務委託	那覇市津波避難ビル	長期継続契約	3 年	令和 4 年 4 月 1 日	令和 7 年 3 月 31 日	防災危機管理課
9	B	なは市民協働プラザ清掃業務委託	なは市民協働プラザ	長期継続契約	2 年	令和 4 年 4 月 1 日	令和 6 年 3 月 31 日	まちづくり協働推進課

10	B	壺屋施物館清掃業務委託	那覇市立壺屋施物館 博物館	単年度	1 年	令和 4 年 4 月 1 日	令和 5 年 3 月 31 日	文化財課
11	B	令和 4 年度交通広場及び道路情報センター清掃業務委託	交通広場及び道路情報センター	単年度	1 年	令和 4 年 4 月 1 日	令和 5 年 3 月 31 日	道路管理課
12	C	真和志庁舎清掃業務委託	那覇市役所真和志庁舎	長期継続契約	2 年	令和 4 年 4 月 1 日	令和 6 年 3 月 31 日	管財課
13	C	那覇市公衆便所等清掃及び保守管理業務委託契約	前島北公衆便所、栄町公衆便所、鳥堀公衆便所	単年度	1 年	令和 4 年 4 月 1 日	令和 5 年 3 月 31 日	クリーン推進課
14	C	那覇市歴史博物館清掃業務委託	那覇市歴史博物館	単年度	1 年	令和 4 年 4 月 1 日	令和 5 年 3 月 31 日	文化財課

別表 2 : 警備業務委託案件一覧

案件番号	等級	件名	施設名	契約形態	契約年数	履行期間		所管課
						開始年月日	終了年月日	
1	A	那覇市役所本庁舎保安警備及び駐車場管理業務委託	那覇市役所本庁舎	長期継続契約	2 年	令和 4 年 4 月 1 日	令和 6 年 3 月 31 日	管財課
2	A	真和志庁舎警備業務委託	那覇市役所真和志庁舎	長期継続契約	2 年	令和 4 年 4 月 1 日	令和 6 年 3 月 31 日	管財課
3	A	玉陵・識名園警備業務委託	玉陵・識名園	単年度	1 年	令和 4 年 4 月 1 日	令和 5 年 3 月 31 日	文化財課
4	A	公設市場警備保安業務委託	那覇市第一牧志公設市場	単年度	1 年	令和 4 年 4 月 1 日	令和 5 年 3 月 31 日	なはまち振興課

5	A	なは市民協働プラザ警備業務委託	なは市民協働プラザ	単年度	1年	令和4年4月1日	令和5年3月31日	まちづくり協働推進課
6	A	壺屋焼物博物館警備・料金徴収・展示室監視業務委託	那覇市立壺屋焼物博物館	単年度	1年	令和4年4月1日	令和5年3月31日	文化財課
7	A	令和4年度 都市公園巡回警備業務委託	市内174公園	単年度	1年	令和4年4月1日	令和5年3月31日	公園管理課
8	A	那覇市保健所施設警備業務委託	那覇市保健所	長期継続契約	2年	令和4年4月1日	令和6年3月31日	保健総務課
9	B	那覇市学校給食センター警備業務委託	首里・小禄・真和志各給食センター	長期継続契約	3年	令和4年4月1日	令和7年3月31日	学校給食課
10	C	令和4年度おもろまち駅交通広場路情報センター警備業務委託	那覇市おもろまち駅交通広場情報センター	単年度	1年	令和4年4月1日	令和5年3月31日	道路管理課
11	C	令和4年度 那覇市市民会館警備業務委託	那覇市市民会館	単年度	1年	令和4年4月1日	令和5年3月31日	文化振興課
12	C	那覇市こども発達支援センター施設警備業務委託	那覇市こども発達支援センター	長期継続契約	5年	令和4年4月1日	令和9年3月31日	こども教育保育課
13	C	那覇市津波避難ビル機械警備保安業務委託	那覇市津波避難ビル	長期継続契約	3年	令和4年4月1日	令和7年3月31日	防災危機管理課

別表3:業務概要表

案件①	那覇市公民館・図書館及び人材育成支援センター清掃業務委託		
履行期間	2022年4月1日 ～ 2023年3月31日 (12か月)		
契約形態	単年度契約		
施設名 所在地 施設の規模	(1) 中央公民館・ 図書館	〒902-0064 那覇市寄宮1丁目2番15号	1,703.90 m ²
	(2) 小禄南公民館・ 図書館	〒901-0145 那覇市高良2丁目7番1号	5,778.09 m ²
	(3) 首里公民館・ 図書館	〒903-0812 那覇市首里当蔵町2丁目8番地2	3,710.67 m ²
	(4) 若狭公民館・ 図書館	〒900-0031 那覇市若狭2丁目12番1号	988.07 m ²
	(5) 石嶺公民館・ 図書館・プール	〒903-0804 那覇市首里石嶺町2丁目70番9	2,926.89 m ²
	(6) 繁多川公民館・ 図書館	〒902-0071 那覇市繁多川4丁目1番38号	1,632.00 m ²
	(7) 牧志駅前ほしぞ ら公民館・図書館	〒902-0067 那覇市安里2丁目1番1号 さいおんスクエア3階	2,640.19 m ²
	(8) 人材育成支援 センター	〒902-0073 那覇市字上間549番1	2,728.90 m ²
業務概要	1、清掃内容 (1) 主な日常清掃 ① 床面等の掃き・拭き掃除 ② 紙屑等の処理 ③ 薬剤を用いての各部屋のドアノブ、電灯等のボタン、ロビーの机・椅子等の消毒 ④ トイレ清掃 ⑤ 館の周辺(ピロティー含む)の清掃 など (2) 主な定期清掃 ① 床面ワックス塗り(1回/6か月※一部1回/1年) ② 窓ガラス拭き(1回/6か月※一部1回/1年) ③ 敷地内の草刈り(2～3回/年) 2、その他 (1) 清掃時間 原則午前7時～正午まで(各施設の休館日は除く) ※館によっては時間指定あり。 ※定期清掃は館の業務に支障がないように行うこと(ワックス塗りは休館日等)		

案件②	<u>那覇市役所本庁舎清掃業務委託A</u>		
履行期間	2022年4月1日 ～ 2024年3月31日（24か月）		
契約形態	長期継続契約		
施設名 所在地 施設の規模	那覇市役所本庁舎	〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 1階～5階	9,828.04 m ²
業務概要	1 清掃内容 (1) 主な日常清掃 ① 玄関・廊下・階段等の掃き・拭き掃除 ② トイレ清掃 ③ 紙屑等の処理 ④ ウォータークーラー・給湯室の清掃 ⑤ シャワー室・浴室(3階)の清掃 ⑥ 食堂(食堂の厨房及び共有部分以外)の清掃 (2) 主な定期清掃 ① 床面の洗浄及びWAX塗布 ② 窓ガラス及び庁舎内のガラス拭き ③ トイレ等の洗剤使用による洗浄 2 清掃時間 (1) 日常清掃(1日単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。) 那覇市の休日をも定める条例に定める休日を除いた日、及び、12月29日とし、ごみ処理作業については17時30分～翌日8時までの間に行う。 (2) 定期清掃(週、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。) 那覇市役所本庁舎清掃業務実施基準表に定める周期で市の業務に支障のないよう市が定める休日に実施すること。		

案件③	<u>那覇市役所本庁舎清掃業務委託B</u>		
履行期間	2022年4月1日 ～ 2024年3月31日（24か月）		
契約形態	長期継続契約		
施設名 所在地 施設の規模	那覇市役所本庁舎	〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 6階～12階,屋上,地下1、2階	7,737.53 m ²
業務概要	1 清掃内容 (1)主な日常清掃 ①玄関・廊下・階段等の掃き・拭き掃除 ②外階段(3階まで)の掃き掃除 ③トイレ清掃 ④紙屑等の処理 ⑤ウォータークーラー・給湯室の清掃 (2)主な定期清掃 ①床面の洗浄 ②窓ガラス及び庁舎内のガラス拭き ③トイレ等の洗剤使用による洗浄 2 清掃時間 (1)日常清掃(1日単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。) 那覇市の休日を定める条例に定める休日を除いた日、及び、12月29日とし、ごみ処理作業については17時30分～翌日8時までの間に行う。 (2)定期清掃(週、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。) 那覇市役所本庁舎清掃業務実施基準表に定める周期で市の業務に支障のないよう市が定める休日を実施すること。		

欧州連合の供給者による令和 4 年度那覇市庁舎等清掃業務委託競争入札参加資格審査申請要領

欧州連合の供給者が案件①～③の清掃業務委託に係る競争入札に参加を希望する場合は、この要領に従って入札参加資格審査申請書を提出してください。

案件①	・那覇市公民館・図書館及び人材育成支援センター清掃業務委託
案件②	・那覇市役所本庁舎清掃業務委託 A
案件③	・那覇市役所本庁舎清掃業務委託 B

1 入札参加資格要件

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)第 2 条第 2 号の欧州連合の供給者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。
- (3) 2022 年 2 月 15 日において清掃業務の営業実績が 2 年以上あること。
- (4) 従業員数(清掃員数)が 30 人以上であること。
- (5) 資本金が 500 万円以上又は、直近 2 会計年度の清掃業務契約実績合計額の平均が 5,000 万円以上であること。
- (6) 市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入していること。
- (8) 賃金不払い等社会的不正行為がないこと。
- (9) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 清掃員の制服制度があること。
- (12) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は同第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

2 申請書類(本市様式)の配布

- (1) 配布期間 2022 年 2 月 16 日(水)～2022 年 3 月 2 日(水)
- (2) 配布方法 那覇市ホームページからダウンロード

3 申請方法

- (1) 申請方法 原則として「郵送」による

※ 郵送方法は、特に本市から指定はありません。（書留類・レターパック・宅配便など利用可）

海外からの郵送については、郵便追跡サービスのある国際スピード郵便（EMS）のみとします。

- (2) 受付期間 2022年2月16日（水）～2022年3月2日（水）
(3月2日消印有効)

- (3) 送付先・問い合わせ先
〒900-8585
沖縄県那覇市泉崎1-1-1
那覇市役所総務部管財課 庁舎管理グループ
電話番号 098-862-9904（直通）

4 申請様式及び添付書類

- (1) 本市の様式による書類については、日本語で作成してください。その他の書類で外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付してください。また、金額は申請時における出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95条）第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算してください。
- (2) 申請様式及び添付書類は個別フォルダーに綴り申請してください。
- (3) 添付書類は、写しでも構いません。

※「⑧印鑑証明書」のみ、原本を提出してください。

書類番号	名 称	備 考
別記様式①	申請書類確認表（清掃）	本市様式
第1号様式	令和4年度那覇市庁舎等清掃業務競争入札参加資格審査申請書	本市様式
第2号様式	誓約書	本市様式
第3号様式（1）	営業概要表	本市様式
第3号様式（2）	主な設備機械器具保有状況	本市様式
第4号様式	業務実績表（清掃業のみ）	本市様式
第5号様式（1）	所在地見取図	本市様式
第5号様式（2）	事業所の写真（社屋の外観、事務所内の写真）	本市様式
第5号様式（3）	制服の写真（全身）	本市様式
第6号様式	正規清掃員名簿（組合の場合は、組合員名簿）	本市様式
第7号様式	使用印鑑届	本市様式

添 付 書 類	全 業 者	①	定款（法人の場合）	写し
		②	納税証明書（税の滞納のない証明）	写し可
		③	消費税の納税証明書（未納税額のない証明）	写し可
		④	財務諸表（直近2年分の貸借対照表、損益計算書）	写し
		⑤	労働保険証明書（雇用保険・労災保険加入証明）	写し可
		⑥	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に代わる登録制度が所在国にある場合は、その登録証。	写し
		⑦	法人にあつては登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 個人にあつては身分証明書（市町村発行）及び登記されていないことの証明書（法務局発行）	写し可
		⑧	印鑑証明書（法人は法務局、個人は市町村が発行する証明書）	<u>原本</u>
		⑨	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	写し
		⑩	返信用封筒（切手付）（資格審査結果通知書送付用）	

注1）受付後、必要に応じ実態調査を行う場合があります。

注2）上記に定めるもののほか市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

5 申請書類作成の注意事項

◇申請書類（第1,2,7号様式）の日付は、作成した日をご記入ください。

◇申請書類は、申請日直近に確定した決算の状況で作成してください。

◇申請書類を手書きで作成する場合は、黒のボールペン（社名等はゴム印可）で記入してください。

※修正可能な鉛筆や消せるペンでの作成は不可です。

第1号様式：清掃業務競争入札参加資格審査申請書

(1) 申請は、1法人又は1個人につき1件に限ります。二重登録とにならないように注意してください。

(2) 申請は、法人にあつては代表者、個人にあつては事業主名で提出してください。

(3) 法人の場合は、本店所在地、商号及び代表者氏名（全て登記事項証明書上のもの）を記入し、登記印鑑（実印）を押印してください。

個人の場合は、営業の本拠地、商号又は名称及び事業主名を記入し、実印を押印してください。

第2号様式：誓約書

法人の場合は、本店所在地、商号及び代表者氏名（全て登記事項証明書上のもの）を記入し、登記印鑑（実印）を押印してください。

個人の場合は、営業の本拠地、商号又は名称及び事業主名を記入し、**実印**を押印してください。

第3号様式（1）：営業概要表

- (1) 2022年2月15日現在の状況を記入してください。
- (2) 営業年月数については、清掃業務の営業年月数を記入してください。
- (3) 資本金は、資本剰余金を含めても構いません。
- (4) 経常利益は、直近2年間の平均とします。（添付書類の損益計算書と一致すること）
- (5) 清掃業の年間契約実績額は、直近2年間の清掃業務委託請負金額の平均とします。
（4号様式「業務実績表（清掃業のみ）」の「請負金額」と一致すること）
- (6) 清掃員の正規従業員数は、第6号様式「正規清掃員名簿」の人数と一致させてください。ここでのいう正規従業員とは、社会保険に加入している者をいいます。
- (7) 従業員数の（ ）内には、障がいのある方の人数を記入してください。

第3号様式（2）：主な設備機械器具保有状況

2022年2月15日現在で保有（リース含む）している設備機械器具を記入してください。

第4号様式：業務実績表（清掃業のみ）

- (1) 清掃業業務の実績のみを記入してください。
- (2) 2022年2月15日現在で、直近2年間の業務実績（2会計年度の実績）を記入してください。
- (3) 「請負金額」は1千円未満四捨五入すること。
- (4) 「請負金額」の大きい順に記入し、年間13件以上の請負件数となるときは、最終行（12行目）は「その他」とし、「請負金額」には、その他の請負件数の合計額を記入してください。

第5号様式（1）：所在地見取図

本店又は支店（営業所等）の所在地見取図を記入してください。

第5号様式（2）：事業所の写真を貼付

本店又は支店（営業所等）の写真を貼付してください。

社屋の外観（会社の看板が写っていること）と事務所内の写真を貼付してください。

第5号様式（3）：制服の写真を貼付

全身の制服姿が分かる写真を貼付してください。

第6号様式：正規清掃員名簿

- (1) 正規の清掃員のみを記入してください。ここでのいう正規清掃員とは、社会保険に加入している者をいいます。
- (2) 那覇市在住者の方は○を付けてください。
- (3) 勤務年数は、継続して雇用している期間を記入してください。（例：○年○ヵ月）

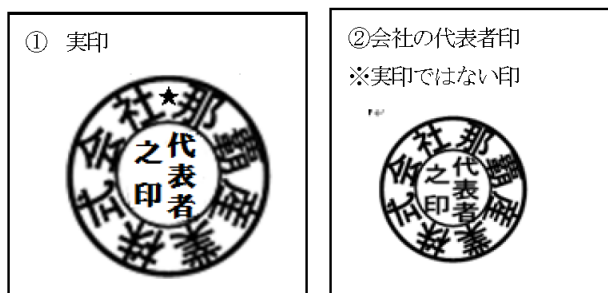
- (4) 50人以上いる場合は、50人分の記載で構いません。

第7号様式：使用印鑑届

- (1) 使用印鑑とは、入札、契約締結、代金請求等の行為に使用する印鑑のことをいいます。
- (2) 法人の場合は、①実印 か ②実印以外の代表者印のいずれかを使用してください。
(「事務所印(社印)」と個人印」の届出は不可)
- (3) 個人の場合は、事業所名入代表者印又は事業所印と個人印(実印又は認印)を組み合わせたもののいずれかを使用してください。
- (4) 認められる使用印鑑については、以下のとおりです。

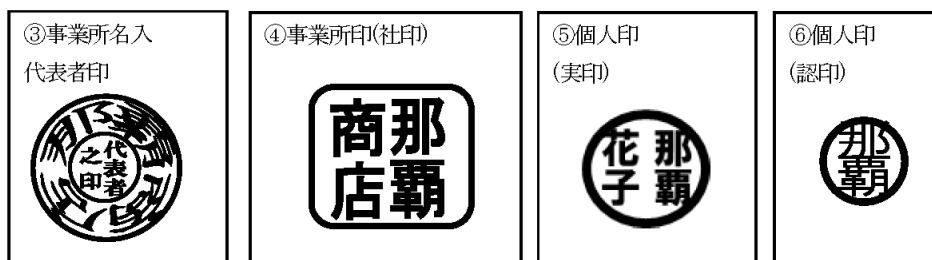
< 法人の場合 >

- i 「実印」・・・・・・・・・・ ①
- ii 「会社の代表者を表す実印以外の印鑑」・・・・・・・・・・ ②



< 個人の場合 >

- iii 「事業所名入 代表者印」・・・・・・・・・・ ③
- iv 「事業所の印鑑(社印)」+ 「個人印(実印)」の2つセット・・・・・・・・・・ ④ + ⑤
- v 「事業所の印鑑(社印)」+ 「個人印(認印)」の2つセット・・・・・・・・・・ ④ + ⑥



6 添付書類の注意事項

- ◇ 各証明書は、2021年12月1日以降に発行されたものを提出してください。
- ◇ 添付書類は、写しを提出してください。「⑧印鑑証明書」のみ、原本を提出してください。
- ◇ ①～⑩は全業者、必ず提出してください。

① 定款

- ※ 最新の定款を提出してください。
- ※ 法人のみ提出してください。

② 納税証明書（滞納のない証明書）

- ※ 法人の場合は、市税の滞納のない証明書を提出してください。個人の場合は、代表者個人の住所地のものを提出してください。
- ※ 現年度のみ滞納のない証明ではなく、現在において滞納のない証明です。

③ 消費税の納税証明書（未納税額のない証明）

- ※ 「消費税及び地方消費税」については、税務署長が証明する未納税額のない証明を提出してください。納税証明書その3、3の2及び3の3のいずれでも構いません。e-TAX可。
- ※ 免税事業者についても未納税額のない証明を提出してください。
- ※ 本店でまとめて消費税を納めている場合は、本店についての未納税額のない証明を提出してください。

④ 財務諸表

- ※ 法人は、直近2年分の決算における貸借対照表及び損益計算書を提出してください。
- ※ 個人は、直近2年分の確定申告における貸借対照表及び損益計算書を提出してください。
- ※ 白色申告者については、直近2年分の確定申告における収入と支出が分かるものを提出してください。

⑤ 労働保険証明書（雇用保険・労災保険加入証明）

- ※ 労働基準監督署長等が証明する労働保険証明願を提出してください。
- ※ この証明書は、労働保険料（労災保険料・雇用保険料）の納入状況を証明するものです。

⑥ 所在国で清掃業において登録制度がある場合は登録証の写しを提出してください。

- ※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に代わる登録制度が所在国にある場合は、その登録証の写しを提出してください。
- ※ 有効期限が2022年3月23日以前に切れる場合は、更新後に改めて認定証の写しを提出すること。

⑦ 法人にあつては登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人にあつては身分証明書及び登記されていないことの証明書

法 人

- ※ 登記事項証明書は、必ず「履歴事項全部証明書」を提出してください。（現在事項

全部証明書は不可)

個人

- ※ 身分証明書は、本籍地の市町村が発行する証明書を提出してください。
(運転免許証やマイナンバーカードなどではありません。)
- ※ 登記されていないことの証明書は、法務局が発行する証明書を提出してください。

⑧ 印鑑証明書

- ※ 法人は法務局、個人は市町村で発行する証明書を提出してください。
- ※ 「印鑑証明書」は、原本を提出してください。

⑨ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書

- ※ 日本年金機構発行のもので、決定通知書の「適用年月日」がR3.09以降のもの
- ※ 決定通知書を紛失した場合は、被保険者縦覧照会回答票
- ※ 報酬額・生年月日は墨消しでも可
- ※ 後期高齢者を雇用している場合は、後期高齢者医療被保険者証の写し+賃金台帳
- ※ 第6号様式に記載された正規清掃員との一致を確認できること

⑩ 返信用封筒（切手含む）（認定通知書送付用）

認定通知書を送付するための返信用封筒です。貴社の宛名・宛先をご記入の上、切手を貼り提出してください。

海外からの申請の場合は、国際スピード郵便（EMS）でご用意ください。また、日本の切手が用意できない場合は、海外の郵便局で購入できる国際返信切手券（IRC）をご用意ください。購入する国の取り扱い額にかかわらず、IRC 1枚を130円として換算のうえご用意ください。

7 申請書等の綴り方

申請書は、次のとおり提出してください。

- (1) 市販の個別フォルダー（KOKUYO A4-IFK 同等品可）に必要書類を綴ってください。
フォルダーの色及びファスナーの種類についての指定はありません。

※フラットファイル不可
- (2) 個別フォルダーの見出しのある方を右側にし、「申請書類確認表（別記様式）」のとおりに申請様式と添付書類を上から順に並べて左綴じにしてください。
- (3) 申請様式と添付書類に直接インデックスを貼り、書類番号を附番してください。第1号様式～第7号様式は、【1～7】、そのうち第3号様式～第5号様式については、【3(1)～5(3)】のように()まで表記してください。添付書類については、【添付①～添付⑩】と表記してください。
- (4) 申請書類確認表（別記様式）をファイルの左側にホチキスで綴じてください。
- (5) 提出前に、書類が全部揃っていることを「申請書類確認表（別記様式）」で確認し、

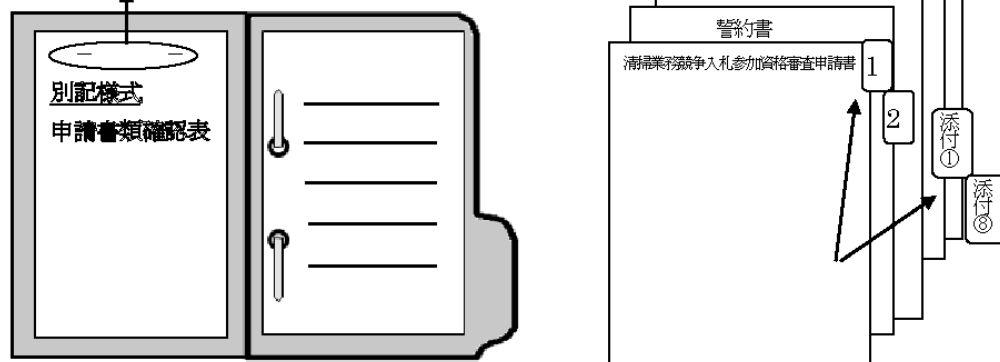
チェック欄に記入してください。

- (6) 申請書類は、返却しませんので、ご了承ください。
 (7) 申請書類の控えを必ず保管してください。

※合紙（白紙）を入れずに提出書類に直接インデックスを貼る

一綴り方の例一

ホチキスで綴じる



見出し側を右

インデックス（青・小）提出書類番号を附番する。

第1号様式～第7号様式は、番号のみ表記【1～7】

3号様式～5号様式は【3(1)～5(3)】

添付書類については、表記を【添付①～添付⑩】

8 申請書類の受付証明が必要な場合

申請書類の受付証明が必要な場合は、第1号様式「清掃業務競争入札参加資格審査申請書」の写しと、住所及び宛名を記載した返送用の封筒に切手を貼り、申請時に提出してください。当課の受付印を押印して返送いたします。

9 入札参加資格審査結果の通知と名簿の登載

- (1) 審査結果については、2022年3月中旬までに資格審査結果通知書にて通知します。
通知は、有効期間中、大切に保管してください。
- (2) 審査の結果、入札参加資格を有すると認めた者は、ホームページに掲載致します。
- (3) 申請された文書については、公文書扱いとし、当該情報を公開することもあります。

那覇市公告第 557 号
令和 4 年 2 月 16 日
掲 示 済

本部都市計画公園事業及び那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項及び同法施行規則（昭和44年建設省令第53条）第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称
那覇広域都市計画公園事業 5・5・那5号首里城公園
2. 施行者の名称
沖縄県
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
4. 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
5. 事業施行期間
昭和62年10月23日から令和9年3月31日まで
6. 変更の内容
事業施行期間の延長
7. 縦覧の場所
那覇市 都市みらい部 花とみどり課
(那覇市泉崎1丁目1番1号、本庁舎9階)

那覇市公告第 576 号

令和 4 年 3 月 1 日

令和4年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託に係る
入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和4年度那覇市公共施設等一般廃棄物収集運搬業務委託
(別表「那覇市公共施設等一般廃棄物収集運搬業務委託案件一覧」のとおり)
- (2) 履行場所 別表のとおり
- (3) 履行内容 各業務委託の仕様書のとおり（仕様書は入札説明会にて配布）
- (4) 契約予定日 令和4年4月1日
- (5) 履行期間

ア 単年度契約案件

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※本事業の予算については、令和4年度当初予算に計上しているところ
です。事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

イ 長期継続契約案件

那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行
規則第3条に定める任意の期間

※長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。

長期継続契約案件の入札に係る契約は、那覇市長期継続契約を締結
することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条
第2号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年
度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の
範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支
出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除するこ
とができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に定める者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第7条第1項に基づき那覇市長の許可を受けた那覇市一般廃棄物収集運搬許可業者であること。
- (4) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（5）に該当するものを除く。）
- (7) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は、同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所 各案件の所管課（別表1のとおり）

4 入札説明会の日時・場所

- (1) 日時 令和4年3月8日（火）
午後1時30分受付 午後1時45分事前説明 午後2時入札説明会開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎1-1-1）12階 第1研修室A B

5 入札執行の日時・場所

- (1) 日時 令和4年3月24日（木）
午後1時30分受付 午後1時45分事前説明 午後2時入札開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎1-1-1）7階 701会議室A B

6 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項2号の規定に基づく場合は免除とする。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

7 入札時提出書類

- (1) 入札書（本市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（本市様式）
- (3) 那覇市一般廃棄物収集運搬許可証（写し）
- (4) 印鑑証明書
- (5) 市町村税完納証明書

※新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の猶予を受けている場合は、「徴収猶予許可通知書の写し」

8 無効の入札

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

9 その他

- (1) 入札説明会、入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ア 入札参加者は、1業者1名とする。
 - イ 入札参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。
 - ウ 入札参加者は、入札会場入室前に体温測定を受けること。37.5度以上の体温が検知された場合や、体調不良（せき、発熱、悪寒等）がある場合、入札に参加することができないものとする。入札参加予定者が体調不良（せき、発熱、悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
- (2) 提出された書類は返却しない。

10 問い合わせ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

※本庁舎駐車場は有料となっておりますので、来庁の際は公共交通機関をご利用下さい。

別表1 那覇市公共施設等一般廃棄物収集運搬業務委託案件一覧

案件 番号	件名	施設 数	対象施設	所管部	所管課	契約 期間
1	学校ごみ処理業務委託（那覇東地区）	35	那 覇 市 立 小 学 校 （17）・中学校（10）・ こども園（8）	学 校 教 育 部 （こども みらい部）	学 校 教 育 課 （こども 教育 保育課）	1 年
2	学校ごみ処理業務委託（那覇西地区）	32	那 覇 市 立 小 学 校 （19）・中学校（7）・ こども園（6）			1 年
3	令和4年度都市公園一般廃棄物処理業務委託	90	那覇市都市公園等	都 市 み らい部	公 園 管 理 課	1 年
4	みらいこども園等 ごみ処理業務委託	9	宇栄原みらいこども 園、樋川みらいこども 園、久場川みらいこども 園、天久みらいこども園、 天久みらいこども園、大道 みらいこども園、こども 園東給食センター、こども 園西給食センター、こども 発達支援センター、壺 屋児童館	こども みらい 部	こども 教育保 育課（こ ども政 策課）	2 年
5	那覇市市民文化部 6施設ごみ収集業務委託	6	首里支所、小禄支所、 壺屋焼物博物館、な は市民協働プラザ、 玉陵、識名園	市 民 文 化 部	ハ イ サ イ 市 民 課 首 里 支 所	1 年

別表1 那覇市公共施設等一般廃棄物収集運搬業務委託案件一覧

案件 番号	件名	施設 数	対象施設	所管部	所管課	契約 期間
6	消防庁舎ごみ収集 業務委託契約	7	那覇市消防局、西消防署、神原分署、小禄出張所、安謝出張所、国場出張所、首里出張所	消防局	消 防 局 総務課	1 年
7	令和4年度那覇市 学校給食センター （首里・小禄・真和志）ごみ処理業務委託	3	首里・小禄・真和志学校給食センター	学 校 教 育 部	学 校 給 食 課・小 禄 学 校 給 食 セ ン ター	1 年
8	公民館・図書館及び人材育成支援センターごみ処理業務委託	7	中央図書館、若狭図書館、繁多川図書館、首里公民館、石嶺公民館、小禄南公民館、まーいまい Naha	生 涯 学 習 部	生 涯 学 習 課	1 年
9	那覇市保健所ごみ 処理業務委託	1	那覇市保健所	健康部	保 健 総 務 課	1 年
10	識名霊園一般廃棄物収集運搬業務委託	1	那覇市識名霊園	環境部	環 境 保 全 課	1 年
11	那覇市津波避難ビル ごみ処理業務委託	1	那覇市津波避難ビル	総務部	防 災 危 機 管 理 課	3 年

那覇市公告第 577 号

令和 4 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理の制限
付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理
- (2) 履行内容：「那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理仕様書」のとおり
- (3) 履行場所：那覇市本庁舎（所在地：那覇市泉崎1丁目1番1号）
- (4) 履行期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日

※本事業予算については、令和4年度当初予算に計上しているところです。
事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく「物品購入等入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 沖縄県内に事業場を有していること。
- (5) 本市内に、本店、支店又は営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかがあること。この場合において、営業所等の要件は、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）に定めるところによる。
- (6) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。

-
- (7) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
 - (9) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（8）に該当するものを除く。）
 - (10) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- 3 契約条項を示す場所
那覇市総務部管財課（那覇市泉崎1丁目1番1号那覇市役所本庁舎5階）
- 4 仕様書の配布期間及び配布場所
配布期間：令和4年3月1日（火）～ 令和4年3月8日（火）
午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）
配布場所：那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※駐車場は有料です。
- 5 仕様書等に対する質問及び回答
(1) 質問期間：令和4年3月1日（火）～3月8日（火）
(2) 質問方法：質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
(3) 回 答 日：令和4年3月11日（金）
(4) 回答方法：仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。
- 6 入札執行の日時及び場所
(1) 日 時：令和4年3月23日（水）
午後4時30分受付開始 午後4時40分入札開始
(2) 場 所：那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎5階501会議室
※本庁舎の駐車場は有料になっています。
- 7 入札時提出書類
(1) 入札書（本市様式）
(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（本市様式）
※様式等は、那覇市ホームページからダウンロード
- 8 入札保証金
那覇市契約規則第8条第1項2号の規定に基づく場合は免除することができる※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。
-

9 契約保証金

契約保証金として、契約金額の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則第30条第1項第1号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

10 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

11 その他

- (1) 今回実施する入札については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入札説明会を開催しないこととする。
- (2) 入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ア 入札参加者は、1業者1名とする。
 - イ 入札参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。
 - ウ 入札参加者は、入札会場入室前に体温測定を受けること。37.5度以上の体温が検知された場合や、体調不良（せき、発熱、悪寒等）がある場合、入札に参加することができないものとする。入札参加予定者が体調不良（せき、発熱、悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
- (3) 提出された書類は返却しない。

12 お問合せ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎5階）
那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ（担当：比嘉）
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 578 号

令和 4 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借
- (2) 履行内容：「那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借仕様書」のとおり
- (3) 履行場所：那覇市本庁舎（所在地：那覇市泉崎1丁目1番1号）
- (4) 履行期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日
※本事業予算については、令和4年度当初予算に計上しているところ
です。事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更
が生じる場合があることを予めご留意ください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく「建設工事等入札参加資格者名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 沖縄県内に事業場を有していること。
- (5) 本市内に、本店、支店又は営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかがあること。この場合において、営業所等の要件は、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）に定めるところによる。
- (6) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。
- (7) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。

- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(8)に該当するものを除く。)
- (10) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市総務部管財課(那覇市泉崎1丁目1番1号那覇市役所本庁舎5階)

4 仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間: 令和4年3月1日(火) ~ 令和4年3月8日(火)

午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く)

(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)

配布場所: 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

※駐車場は有料です。

5 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問期間: 令和4年3月1日(火) ~ 3月8日(火)

(2) 質問方法: 質問書(本市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

(3) 回答日: 令和4年3月11日(金)

(4) 回答方法: 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時: 令和4年3月24日(木)

午前11時30分受付開始 午前11時40分入札開始

(2) 場 所: 那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎5階501会議室

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

7 入札時提出書類

(1) 入札書(本市様式)

(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状(本市様式)

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロード

8 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項2号の規定に基づく場合は免除することができる。※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

9 契約保証金

契約保証金として、契約金額の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則第30条第1項第1号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

10 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

11 その他

- (1) 今回実施する入札については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入札説明会を開催しないこととする。
- (2) 入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ア 入札参加者は、1業者1名とする。
 - イ 入札参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。
 - ウ 入札参加者は、入札会場入室前に体温測定を受けること。37.5度以上の体温が検知された場合や、体調不良（せき、発熱、悪寒等）がある場合、入札に参加することができないものとする。入札参加予定者が体調不良（せき、発熱、悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
- (3) 提出された書類は返却しない。

12 お問い合わせ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎5階）
那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ（担当：比嘉）
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 579 号

令和 4 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務
- (2) 履行内容：「那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務仕様書」のとおり
- (3) 履行場所：那覇市本庁舎（所在地：那覇市泉崎1丁目1番1号）
- (4) 履行期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日
※本事業予算については、令和4年度当初予算に計上しているところ
です。事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更
が生じる場合があることを予めご留意ください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく「建設工事等入札参加資格者名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 沖縄県内に事業場を有していること。
- (5) 本市内に、本店、支店又は営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかがあること。この場合において、営業所等の要件は、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）に定めるところによる。
- (6) 作業員に常勤の者で造園施工管理技術士の資格を有する者が1人以上いること。
- (7) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困

難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。

- (8) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (10) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（9）に該当するものを除く。）
- (11) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市総務部管財課（那覇市泉崎1丁目1番1号那覇市役所本庁舎5階）

4 仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間：令和4年3月1日（火）～ 令和4年3月8日（火）

午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所：那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

※駐車場は有料です。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間：令和4年3月1日（火）～3月8日（火）
- (2) 質問方法：質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
- (3) 回 答 日：令和4年3月11日（金）
- (4) 回答方法：仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時：令和4年3月24日（木）

午前11時00分受付開始 午前11時10分入札開始

- (2) 場 所：那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎5階501会議室

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

7 入札時提出書類

- (1) 入札書（本市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（本市様式）
※様式等は、那覇市ホームページからダウンロード

8 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項2号の規定に基づく場合は免除することができる。※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の

100分の5を支払うものとする。

9 契約保証金

契約保証金として、契約金額の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則第30条第1項第1号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

10 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- （1）本公告2の（6）の資格者証の写し
- （2）その他市長が必要と認める書類

11 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1）入札に参加する資格のない者がした入札
- （2）委任状を持参しない代理人がした入札
- （3）入札書が所定の日時までに提出されない入札
- （4）同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- （5）入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- （6）連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- （7）入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- （8）入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- （9）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- （10）入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- （11）鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- （12）サイド入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加のものがした入札
- （13）郵送による入札
- （14）その他入札に関する条件に違反した入札

12 その他

- （1）今回実施する入札については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入札説明会を開催しないこととする。
- （2）入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ア 入札参加者は、1業者1名とする。
 - イ 入札参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。
 - ウ 入札参加者は、入札会場入室前に体温測定を受けること。37.5度以上の体温が検知された場合や、体調不良（せき、発熱、悪寒等）がある場合、入札に参加することができないものとする。入札参加予定者が体調不良（せき、発熱、悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
- （3）提出された書類は返却しない。

13 お問い合わせ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎5階）

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ（担当：比嘉）

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 580 号

令和 4 年 3 月 1 日

機密文書再生処理業務委託に係る単価契約の制限付一般競争入札の
実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

（1）件 名 機密文書再生処理業務委託

（2）履行内容 「機密文書再生処理業務委託に係る単価契約仕様書」のとおり

（3）履行場所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）

那覇市泉崎1丁目1番1号

（4）履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

※本事業予算については、令和4年度当初予算に計上しているところです。

事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

（2）本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

（3）沖縄県内に事業場を有していること。

（4）裁断または溶解処理を行う処理場が那覇市役所本庁舎より15km圏内にあ
ること。

- (5) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないことただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市総務部管財課（那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階）

4 仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 令和4年3月1日(火)～令和4年3月8日(火)

午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

※駐車場は有料です。

5 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問期間 令和4年3月1日(火)～令和4年3月8日(火)

(2) 質問方法 質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

(3) 回答日 令和4年3月11日(金)まで

(4) 回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対しメールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和4年3月24日(木)

午後4時受付開始 午後4時10分入札開始

(2) 場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階501会議室

※駐車場は有料です。

7 入札時提出書類

(1) 入札書（本市様式）

(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（本市様式）

(3) 印鑑証明書

※様式等は那覇市ホームページからダウンロード

8 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項に基づき免除とする。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

9 契約保証金

契約保証金は、那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき免除とする。

10 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

(1) 入札資格審査申請書

(2) 納税証明書（本市税の滞納のない証明書）

※新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の猶予を受けている場合は、
「徴収猶予許可通知書の写し」

(3) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（本市様式）

(4) その他市長が必要と認める書類

11 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 委任状を持参しない代理人がした入札

(3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札

(4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札

(5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札

(6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

(7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札

(8) 入札書に記名押印（代表者印は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札

(9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札

(10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札

(11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札

(12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札

(13) 郵送による入札

(14) その他入札に関する条件に違反した入札

12 その他

(1) 今回実施する入札については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入札説明会を開催しないこととする。

(2) 入札の際は、次の事項について留意すること。

ア 入札参加者は、1業者1名とする。

イ 入札参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。

ウ 入札参加者は、入札会場入室前に体温測定を受けること。37.5度以上の体温が検知された場合や、体調不良（せき、発熱、悪寒等）がある場合、入札に参加することができないものとする。入札参加予定者が体調不良（せき、発熱、悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。

(3) 提出された書類は返却しない。

13 お問い合わせ

〒900－8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎5階）

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ（担当：比嘉）

電話 098－862－9904 F A X 098－862－9352

那覇市公告第 581 号

令和 4 年 3 月 1 日

那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札
の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託
- (2) 履 行 内 容 「那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託仕様書」
のとおり
- (3) 履 行 場 所 那覇市役所真和志庁舎
那覇市寄宮2丁目32番1号
- (4) 履 行 期 間 令和4年4月1日～令和6年3月31日
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第2項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 次のいずれにも該当すること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第7

号の登録があり、かつ第 2 号または第 8 号の登録があること。

イ 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (2) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。
- (3) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件是那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月 5 日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること（(7)に該当するものを除く。）。)
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第の規定する者に該当しないこと。
- (9) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

- 3 契約条項を示す場所 那覇市総務部管財課
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階)

- 4 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所
配布期間 令和 4 年 3 月 1 日（火）～ 3 月 8 日（火）
午前 9 時～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）
配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

- 5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答
質問期間 令和 4 年 3 月 1 日（火）～ 3 月 8 日（火）
質問方法 質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
回 答 日 令和 4 年 3 月 11 日（金）まで
回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所

日 時 令和4年3月24日（木）

10時30分受付開始 10時40分入札開始

場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階501会議室

7 入札時提出書類

（1）入札書（本市様式）

（2）代理人が入札する場合にあつては委任状（本市様式）

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロード

8 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項に基づき免除とする。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

9 契約保証金

契約保証金として、契約金額の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則第30条第1項第1号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

10 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

（1）本公告2の（2）の資格者証の写し

（2）その他市長が必要と認める書類

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）入札に参加する資格のない者がした入札

（2）委任状を持参しない代理人がした入札

（3）入札書が所定の日時までに提出されない入札

（4）同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札

（5）入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札

（6）連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

（7）入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札

（8）入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札

（9）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札

（10）入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札

（11）鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札

（12）再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札

（13）郵送による入札

（14）その他入札に関する条件に違反した入札

12 その他

- (1) 今回実施する入札については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入札説明会を開催しないこととする。
- (2) 入札の際は、次の事項について留意すること。
- ア 入札参加者は、1業者1名とする。
- イ 入札参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。
- ウ 入札参加者は、入札会場入室前に体温測定を受けること。37.5度以上の体温が検知された場合や、体調不良（せき、発熱、悪寒等）がある場合、入札に参加することができないものとする。入札参加予定者が体調不良（せき、発熱、悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
- (3) 提出された書類は返却しない。

13 お問合せ

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 582 号

令和 4 年 3 月 1 日

那覇市役所真和志庁舎施設管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市役所真和志庁舎施設管理業務委託
- (2) 履 行 内 容 「那覇市役所真和志庁舎施設管理業務委託仕様書」
のとおり
- (3) 履 行 場 所 那覇市役所真和志庁舎
那覇市寄宮2丁目32番1号
- (4) 履 行 期 間 令和4年4月1日から令和6年3月31日

（5）長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第2号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

（1）次のいずれかに該当すること。

ア 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく「建設工事等入札参加資格者名簿」の業種「電気」又は「管」に登録されていること

イ 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（2）業務従事者に次の者がいること。

ア 第二種電気工事士以上の資格を持つ者1人以上

イ 熟練された大工技能を有する者1人以上

（3）本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。

（4）本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。

（5）労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。

（6）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

（7）経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること（（6）に該当するものを除く。）。

（8）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。

（9）本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

（10）那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

3 契約条項を示す場所 那覇市総務部管財課

（那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階）

4 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 令和4年3月1日（火）～3月8日（火）

午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 令和4年3月1日（火）～3月8日（火）

質問方法 質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日 令和4年3月11日（金）まで

回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所

日 時 令和4年3月24日（木）

午前9時30分受付開始 午前9時40分入札開始

場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎5階501会議室

7 入札時提出書類

（1）入札書（本市様式）

（2）代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロード

8 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項に基づき免除とする。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

9 契約保証金

契約金額（年額）の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則第30条第1項に規定する履行保証保険契約を締結すること。

10 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

（1）本公告2の（2）アの資格者証の写し

（2）その他市長が必要と認める書類

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）入札に参加する資格のない者がした入札

- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

12 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関すること

- (1) 今回実施する入札については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入札説明会を開催しないこととする。
- (2) 入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ア 入札参加者は、1業者1名とする。
 - イ 入札参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。
 - ウ 入札参加者は、入札会場入室前に体温測定を受けること。37.5度以上の体温が検知された場合や、体調不良（せき、発熱、悪寒等）がある場合、入札に参加することができないものとする。入札参加予定者が体調不良（せき、発熱、悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
- (3) 提出された書類は返却しない。

13 お問合せ

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 583 号

令和 4 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託
- (2) 履 行 内 容 「那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）
- (4) 履 行 期 間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第2項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 次のいずれにも該当すること
 - (ア) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第7号の登録があり、かつ第2号または第8号の登録があること。
 - (イ) 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。
- (3) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税に滞納のないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。

- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月 5 日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（6）に該当するものを除く。）
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (9) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市総務部管財課

（那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階）

4 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 令和4年3月1日（火）～令和4年3月8日（火）

午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 令和4年3月1日（火）～令和4年3月8日（火）

質問方法 質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回 答 日 令和4年3月11日（金）まで

回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所

日 時 令和4年3月24日（木）

午前10時00分受付開始 午前10時10分入札開始

場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階501会議室

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

7 入札時提出書類

- (1) 入札書（本市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（本市様式）
※様式等は那覇市ホームページからダウンロード

8 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項の規定に基づく場合は免除することができる。
※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則第30条第1項第1号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

10 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 本公告2の(1)(ア)に該当する業種の登録証明書の写し
※ただし、本公告2の(1)(イ)の名簿で、本公告2の(1)(ア)に該当する業種の登録がなされている場合は提出不要。
- (2) 本公告2の(2)の資格者証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

11 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印または印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

12 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関すること

- (1) 今回実施する入札については、新型コロナウイルス感染症防止拡大防止のため、入札説明会を開催しないこととする。

- (2) 入札の際は、次の事項について留意すること。
- ア 入札参加者は、1 業者 1 名とする。
 - イ 入札参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。
 - ウ 入札参加者は、入札会場入室前に体温測定を受けること。37.5度以上の体温が検知された場合や、体調不良（せき、発熱、悪寒等）がある場合、入札に参加することができないものとする。入札参加予定者が体調不良（せき、発熱、悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
- (3) 提出された書類は返却しない。

13 お問合せ

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ

〒900－8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098－862－9904 F A X 098－862－9352

那覇市公告第 584 号

令和 4 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎等中央監視業務委託の制限付一般競争入札の実施 について（長期継続契約）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市役所本庁舎等中央監視業務委託
- (2) 履 行 内 容：「那覇市本庁舎等中央監視業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履 行 場 所：那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）
- (4) 履 行 期 間：令和4年4月1日～令和6年3月31日
- (5) 長期継続契約：

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第2項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約

を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく「建設工事等入札参加資格者名簿」の業種「電気」又は「管」に登録されていること、または、那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 業務従事者に次の者がいること。
 - ・電気主任技術者（第三種以上） 1 人以上
- (3) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税に滞納のないこと。ただし、コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月 5 日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（6）に該当するものを除く。）
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (9) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

3 契約条項を示す場所 那覇市総務部管財課

（那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階）

4 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 令和 4 年 3 月 1 日 (火)～令和 4 年 3 月 8 日 (火)
午前 9 時～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

（1）質問期間：令和4年3月1日（火）～3月8日（火）

（2）質問方法：質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

（3）回答日：令和4年3月11日（金）まで

（4）回答方法：仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所

日 時：令和4年3月24日（木）

午前9時00分受付開始 午前9時10分入札開始

場 所：那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎5階501会議室

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

7 入札時提出書類

（1）入札書（本市様式）

（2）代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）

※様式等は那覇市ホームページからダウンロード

8 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項に基づく場合は免除することができる。※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則第30条第1項第1号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

10 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

（1）本公告2の（2）の資格者証の写し

（2）その他市長が必要と認める書類

11 入札の無効

次の入札は無効とする。

（1）入札に参加する資格のない者がした入札

（2）委任状を持参しない代理人がした入札

（3）入札書が所定の日時までに提出されない入札

（4）同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札

（5）入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札

（6）連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

（7）入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札

- (8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印または印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

12 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関すること

- (1) 今回実施する入札については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入札説明会を開催しないこととする。
- (2) 入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ア 入札参加者は、1 業者 1 名とする。
 - イ 入札参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。
 - ウ 入札参加者は、入札会場入室前に体温測定を受けること。37.5度以上の体温が検知された場合や、体調不良（せき、発熱、悪寒等）がある場合、入札に参加することができないものとする。入札参加予定者が体調不良（せき、発熱、悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
- (3) 提出された書類は返却しない。

13 お問合せ

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番地 1 号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 585 号

令和 4 年 3 月 1 日

令和4年度エコマール那覇重機類保守点検業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和4年度エコマール那覇重機類保守点検業務委託
- (2) 履行場所 エコマール那覇リサイクル棟（南風原町字新川655番地）
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 入札参加資格要件

- (1) 沖縄県内に本社もしくは営業所等があること。
- (2) 各メーカーの重機類の保守点検ができること。
- (3) 市町村税を完納していること。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (9) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (11) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

- (1) 入札説明会はいませんので、入札案内及び仕様書を熟読してください。
- (2) 入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 令和4年3月14日（月）～令和4年3月18日（金）

質問方法 質問書（市様式）を環境部クリーン推進課へFAXすること。

回答日 令和4年3月21日（月）

回答方法 FAXにて回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 令和4年3月23日（水）午後11時00分

場 所 南風原町字新川650番地

（那覇市・南風原町環境施設組合管理棟3階研修室）

6 入札時提出書類

（1）入札書（市様式）

（2）代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）

7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項の規定に基づく場合は免除することができる。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

（1）入札参加資格審査申請書

（2）業務実績調書（市様式）

（3）市町村税完納証明書の写し

（4）商業登記簿の写し

（5）誓約書兼同意書（市様式）

（6）その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10 特記事項

この公告は、令和4年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる案件である。市議会により当該予算に係る議決が延期または否決された場合は、入札を延期または中止する場合がある。

11 問い合わせ先

那覇市環境部クリーン推進課管理グループ

電話 098-889-3567 FAX 098-888-1274

那覇市公告第 586 号

令和 4 年 3 月 1 日

令和4年度エコマール那覇空調設備保守点検業務委託に係る制限付
一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和4年度エコマール那覇空調設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 エコマール那覇リサイクル棟（南風原町字新川655番地）
エコマール那覇プラザ棟（南風原町字新川641番地）
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 入札参加資格要件

- (1) 那覇市建設工事等入札参加者資格に関する規定に基づく「建設業者格付名簿」の業者「管」に登録していること。
- (2) 過去2年間に同規模の国又は地方公共団体の公共施設の点検の実績があること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 那覇市内に本店または支店、営業所等があること。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後2年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

- (1) 入札説明会はいませんので、入札案内及び仕様書を熟読してください。
- (2) 入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 令和4年3月14日（月）～令和4年3月18日（金）

質問方法 質問書（市様式）を環境部クリーン推進課へFAXすること。

回答日 令和4年3月21日（月）

回答方法 FAXにて回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 令和4年3月23日（水）午後11時30分

場 所 南風原町字新川650番地

（那覇市・南風原町環境施設組合管理棟3階研修室）

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項の規定に基づく場合は免除することができる。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 市税完納証明書の写し
- (4) 商業登記簿の写し
- (5) 誓約書兼同意書（市様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10 特記事項

この公告は、令和3年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる案件である。市議会により当該予算に係る議決が延期または否決された場合は、入札を延期または中止する場合がある。

11 問い合わせ先

那覇市環境部クリーン推進課管理グループ

電話 098-889-3567 FAX 098-888-1274

那覇市公告第 587 号
令和 4 年 3 月 1 日

那覇市保健所空調設備保守管理業務の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名：那覇市保健所空調設備保守管理業務委託
- (2) 履 行 場 所：那覇市保健所（那覇市与儀1丁目3番21号）
- (3) 履 行 内 容：別紙仕様書による
- (4) 契 約 予 定 日：令和4年4月1日
- (5) 契 約 期 間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に定めるものに該当しないこと。
- (2) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく建設業者格付名簿の業種「管」に登録していること。
- (3) 過去2年間に官公庁の施設で規模をほぼ同じくする空調設備保守管理業務の請負実績が2件以上あること。

3 契約条項を示す場所

場 所：那覇市与儀1丁目3番21号
那覇市保健所1階 保健総務課

4 入札説明会の日時及び場所

日 時：令和4年3月11日（金）午前9時半
場 所：那覇市与儀1丁目3番21号
那覇市保健所3階 健康増進室

5 入札説明会時提出書類

2. (1) ～ (3) が確認できる書類

6 入札執行の日時及び場所

日 時：令和 4 年 3 月 25 日（金）午前 9 時半

場 所：那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号

那覇市保健所 3 階 健康増進室

7 入札時提出書類

(1) 入札書（市様式）

(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

8 入札保証金

入札保証金は免除（那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号）

9 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者が行ったとき

(2) 委任状を持参しない代理人が行ったとき

(3) 入札書の日付が、入札の年月日と合わないとき

(4) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いたとき

(5) 入札書の表記金額を訂正したとき、又は¥マークの記載がないとき

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき

(7) 明らかに談合と認められるとき

(8) 他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者が行ったとき

(9) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用したとき

(10) その他入札に関する条件に違反したとき

10 郵送による入札は認めない

11 留意事項

(1) 入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

(2) 本案件に係る予算の議決が無かった場合は、入札を取り止める。

12 お問合せ

那覇市健康部保健総務課保健総務グループ 担当 宮里（英）

〒902-0076 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号

電話 098-853-7964 F A X 098-853-7965

那覇市公告第 588 号
令和 4 年 3 月 1 日

那覇市保健所施設環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名：那覇市保健所環境衛生管理業務委託
- (2) 履 行 場 所：那覇市保健所（所在地：那覇市与儀1丁目3番21号）
- (3) 履 行 内 容：別紙仕様書による
- (4) 契 約 予 定 日：令和4年4月1日
- (5) 履 行 期 間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に定めるものに該当しないこと。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第7号及び第8号の登録があること。
- (3) 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 過去2年間に官公庁の施設で規模をほぼ同じくする環境衛生管理業務もしくは清掃業務の請負実績が2件以上あること。
- (5) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。

3 契約条項を示す場所

場 所：那覇市与儀1丁目3番21号
那覇市保健所1階 保健総務課

4 入札説明会の日時及び場所

日 時 令和4年3月11日（金） 午前10時30分
場 所 那覇市与儀1丁目3番21号
那覇市保健所3階 健康増進室

5 入札説明会時提出書類

2. （１）～（５）が確認できる書類

6 入札執行の日時及び場所

日 時 令和4年3月25日（金）午前10時30分

場 所 那覇市与儀1丁目3番21号

那覇市保健所3階 健康増進室

7 入札時提出書類

（１）入札書（市様式）

（２）代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

8 入札保証金

入札保証金は免除（那覇市契約規則第8条第1項第3号）

9 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

（１）入札に参加する資格を有しない者が行ったとき

（２）委任状を持参しない代理人が行ったとき

（３）入札書の日付が、入札の年月日と合わないとき

（４）入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いたとき

（５）入札書の表記金額を訂正したとき、又は¥マークの記載がないとき

（６）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき

（７）明らかに談合と認められるとき

（８）他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が行ったとき

（９）鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用したとき

（１０）その他入札に関する条件に違反したとき

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

（１）入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は今後一定期間の入札参加停止処分とする。

（２）本案件に係る予算の議決が無かった場合は、入札を取り止める。

12 お問合せ

那覇市健康部保健総務課保健総務グループ 担当 宮里（英）

〒902-0076 那覇市与儀1丁目3番21号

電話 098-853-7964 F A X 098-853-7965

那覇市公告第 589 号

令和 4 年 3 月 1 日

「令和4年度 那覇市消防局寝具類貸借契約」に係る制限付一般競争入札について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市消防局寝具類貸借契約
- (2) 履行場所 那覇市消防局庁舎、他6署所（別添仕様書参照）
- (3) 履行内容 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

2 入札参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあつてはそれらの資格等を有していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の1月1日において引き続き2年以上同種の営業（寝具類の賃貸業及びクリーニング業）を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- (5) 市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
- (7) 沖縄県内に本社又は営業所等があること。

3 参加資格の確認

入札への参加を希望する者については、参加資格の確認を行うので、入札参加資格審査申請書、業務実績調、誓約書（市指定様式）、市町村税等完納証明書（写し可）、印鑑証明書（原本）、使用印鑑届出書、財務諸表（写し可）、登記事項証明書（履歴事項全部証明書、写し可）、クリーニング所検査確認済証（写し）を令和4年3月15日（火）までに提出すること。郵送での提出の場合にお

いても提出期限までに必着とする。

印鑑証明書、完納証明書、登記事項証明書は3ヵ月以内に取得したものを提出すること。※本市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードすること。

4 仕様書の配布

那覇市ホームページに掲載する仕様書をダウンロードすること。

5 入札日時及び場所

(1) 日 時 令和4年3月22日（火）午後3時から

(2) 場 所 那覇市消防局4階 南側講堂（那覇市銘苅2丁目3番8号）

(3) 特記事項 この公告は、令和4年度当初予算成立を前提とした年度開始後の事前準備手続きであり、本入札案件は令和4年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

6 入札時提出書類

(1) 入札書（本市指定様式）

※入札書には、自己の見積った金額の100分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（本市指定様式）

※本市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードすること。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、那覇市契約規則第8条各号のいずれかに該当するときは免除する。

(2) 契約保証金 那覇市契約規則第30条各号のいずれかに該当するときは免除するが、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

8 入札の無効

那覇市契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 落札者の決定方法

(1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

(3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

10 質問の方法・回答

(1) 質 問 の 方 法 （別紙①）質問書に質問内容を記載し、消防局総務課宛てメールまたはFAXにて提出すること。

※提出後、必ず消防局総務課へ連絡すること。

(2) 質 問 期 限 令和4年3月15日（火）午後3時

（3）質問に対する回答 令和4年3月18日（金）午後3時までに入札参加業者全員へFAXにて回答する。

11 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関すること

- （1）今回実施する入札については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入札説明会を開催しないこととする。
- （2）入札参加者は必ずマスクを持参のうえ着用すること。
- （3）入札参加者は、入札会場入室前に体温測定を受け、37.5度以上の体温が検知された者は、入札に参加することができない。入札参加者が体調不良（発熱や悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。

12 最低賃金遵守誓約書の提出

契約を締結した者は、契約締結後、速やかに市指定様式の最低賃金遵守誓約書を提出すること。

13 その他

郵送による入札は認めない。また、提出された書類は返却しない。

14 問い合わせ先

那覇市消防局総務課 担当 安田 TEL 867-0119 FAX 869-1190
E-mail f-sou001@city.naha.lg.jp

